●令和3年(2021年)4月1日からの納税者及び代理人の本人確認書類について下表のとおりとなります。 ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

(A): 1 種類の提示で足りるもの

- 個人番号カード(マイナンバーカード)
- 運転免許証
- ・写真付き住民基本台帳カード
- 海技免状
- 小型船舶操縦免許証
- 電気工事士免状
- 宅地建物取引主任者証
- 教習資格認定証
- 船員手帳
- 戦傷病者手帳
- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- ・精神保健福祉手帳(顔写真付き)
- ・在留カード又は特別永住者証書
- ・国又は地方公共団体の機関が発行した 身分・資格証明書(顔写真付き)#
- ・行政書士会等の士業の協会が発行した 身分・資格証明書(顔写真付き)#

(B):2種類の提示で住所、氏名が確認できるもの※

- 写真の貼付のない住民基本台帳カード
- 国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証
- 共済組合員証
- 国民年金手帳
- ・ 国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書
- 共済年金又は恩給の証書
- 旅券(パスポート)
- 精神保健福祉手帳(顔写真なし)
- ・国又は地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書(顔写真なし)
- ・行政書士会等の士業の協会が発行した身分・資格証明書(顔写真なし)
- ・法人が発行した社員証(顔写真付き)
- ・学生証(顔写真付き)
- 行政機関又は公共機関(ガス、水道、電気事業者)から送付を受けた郵便物
- ・病院の診察券で氏名の表記があるもの
- キャッシュカード、クレジットカード(番号は不要)

(注) 「#」氏名及び住所又は事業所所在地が記載されたものに限る。

「※」(B) の本人確認書類は、少なくとも1種類に氏名及び住所が記載されていること。

(令和4年(2022年)4月1日-部改正)